平成２４年（フ）第６５号
愛媛県新居浜市桜木町16番223号
債務者　前田　節美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２２号
高知県須崎市多ノ郷甲1166番地２
債務者　三木　太介
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１３号
高知県安芸市千歳町10番17号
債務者　藤﨑　鐵心
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第４号
福岡県田川市大字糒1433番地５、前住所福岡県田川市大字糒1960番地10
債務者　尾方惠美子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５０号
福岡県田川郡赤村大字内田2393番地
債務者　上村　重美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎131番地
債務者　内山　清春
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１６号
大分県速見郡日出町川崎4330―１メゾン川崎103号、住民票上の住所大分県速見郡日出町大字川崎720番地５アール13番館101
債務者　林　真知子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
宮崎市堀川町13番地１　ベルトピア宮崎７―204号
債務者　齊藤　啓子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４７号
宮崎市堀川町13番地１　ベルトピア宮崎７―207号
債務者　齊藤　友美（旧姓北村・河野）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５０号
宮崎市高洲町233番地　セザール高洲206号
債務者　田代　　宏
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７８号
宮崎県延岡市中島町２丁目294番地３　村木アパート201
債務者　廣田　幸一
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８０号
宮崎県延岡市昭和町２丁目37番地４
債務者　片瀬千賀子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８２号
宮崎県延岡市夏田町375番地５　マリベール夏田202
債務者　三浦　義文
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８７号
宮崎県延岡市祇園町１丁目４番地15　タウン21―102
債務者　中村　勝巳
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１６号
沖縄県国頭郡恩納村字山田505番地４ニニギハウス
債務者　サウルナミ
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２９号
沖縄県国頭郡本部町字浜元221番地　ブルースカイ浜元１―105
債務者　砂川　文乃（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
那覇地方裁判所名護支部